

会 議 録

会議の名称		平成２９年度第１回守谷市都市計画審議会		
開催日時		平成２９年５月１９日（金） 開会：１４時００分 閉会：１４時５０分		
開催場所		守谷市役所 議会棟２階 全員協議会室		
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課		
出席者	委 員	腰塚会長，村上委員，渡辺（秀）委員，市川委員，海老原委員，鈴木委員，柳澤委員，高橋委員，霞委員，豊田委員，椎名委員，渡邊（雄）委員，下之園委員 以上１３名 （欠席６名）		
	事務局	松丸市長，古谷都市整備部長 都市計画課：浅野課長，高橋補佐，成島係長，貝塚主任，田嶋主事 以上７名		
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	０人
公開不可の場合はその理由				
会 議 次 第		１ 開 会 ２ 会長挨拶 ３ 市長挨拶 ４ 議事録署名人について ５ 審議事項 諮問第１号取手都市計画生産緑地地区の変更(廃止)について ・薬師台第四号生産緑地地区 諮問第２号取手都市計画道路の変更について ・新守谷駅自由通路線 ６ 報告事項 ・平成２９年度の都市計画審議会案件について ７ 閉 会		

確 定 年 月 日	会 議 録 署 名
平成２９年５月３１日	渡 邊 雄 一
平成２９年６月５日	市 川 和 代

審 議 経 過

1 開会

2 会長挨拶

3 市長挨拶

4 議事録署名人について

- ・議事録署名人を輪番制により、下記の通り決定しました。
〈議事録署名人〉市川委員，渡邊（雄）委員

5 審議事項

諮問第1号 取手都市計画生産緑地地区の変更（廃止）について

事 務 局：【諮問第1号及び第2号諮問文朗読】

事 務 局：【薬師台第四号生産緑地地区（所在地：薬師台七丁目7番5 面積：約0.05ha）について説明しました。】

身体故障により主たる従事者による営農の継続が困難になったため、本人より買取申出があり、法定手続きを経て、既に生産緑地法による行為の制限が解除になっています。本日都市計画審議会の答申を受けて、茨城県と本協議を行い茨城県知事の同意を得て、市で生産緑地地区の変更を告示します。今回の変更（廃止）により、28地区約3.91haの生産緑地地区が、27地区約3.86haになります。

下之園委員： 守谷市の生産緑地は500㎡前後のものが多く、面積的にも、市が買い取っても使いづらいと思います。しかし、これからも解除が多くなる中で、解除後の状況把握や、長期的な視点での対策が必要になってくるのではないのでしょうか。

事 務 局： 現在までの生産緑地の解除理由で一番多いのが、農業従事者の死亡により後継者がいないため解除になるケースが多くなっています。その後の使われ方としては、ほとんどがアパート建築であり、今回もアパートになります。周辺と同様に区画整理上の目的を達成した使い方をされていると言えます。

腰塚会長： 確かに、今まで解除されたものがどうなっているかという確認は、どこかのタイミングで必要になりますね。

事 務 局： 生産緑地については、今年度現地調査を行いたいと思っております。今まで解除になった地区についても調査を行い、現地調査した結果を、改めて報告したいと考えております。

柳澤委員： 買取希望価格はどのように調整されているのでしょうか。

事 務 局： 申出者の希望価格を基準として、市で緑地を買うか判断します。

柳澤委員： 希望価格は宅地並みの価格ででしょうか。

事 務 局： そうです。しかし、価格によるものではなく、市として買うべきかどうかで判断していますので、価格交渉もしていません。

腰塚会長： この件については原案通り答申するという事でよろしいのでしょうか。

事務局：【答申文の朗読】

諮問第2号 取手都市計画道路の変更について

事務局：【取手都市計画道路新守谷駅自由通路線の変更について説明しました。】

自由通路は開智望小学校の開校、松並地区の開発を踏まえ、新守谷駅東西の利便性を図るために決定しています。これまでの経緯としては、平成28年8月に都市計画決定後、9月に事業認可を得ています。その後、詳細設計に基づき、工法・経済性の比較検討を行った結果、都市計画を変更するものです。具体的には、橋脚の位置をずらすことによって、斜面の擁壁工事が必要なくなり、事業の効率化と経済性を図ることができます。3月に茨城県との事前協議を行い、4月に市で縦覧を行い、縦覧者・意見等共にありませんでした。本日の都市計画審議会の答申を受けて、茨城県と本協議を行い、茨城県知事の同意を得て、市で都市計画変更を告示します。

腰塚会長： 前回も報告事項として説明がありましたが、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

渡邊委員： 2点質問したいことがあります。1点目は、歩道橋に至る取付道路の見通しはどうなっているのでしょうか。2点目は、エレベーターの将来的な設置の見通しについて示していただけませんか。

事務局： 現在、自動車教習所の方から、駅前広場への進入路を計画し、地権者との調整も順調に進んでいるところです。

エレベーターについては、国の補助事業を使って整備したいと考えていますが、補助事業とするためには、関東鉄道と一体的にバリアフリー化計画を作らなければなりません。その際、乗降客数の基準がありますが、現在はそれには達しておりません。間もなく達成できる状況にはありますが、国への働きかけをしていく必要はあります。

下之園委員： 橋脚の位置を変更したことによって、市の用地費負担が増えるということはないのでしょうか。それともう一点は、西側のスロープの勾配の程度は大丈夫なのでしょうか。

事務局： 用地については、開智学園の用地ですが、守谷市へ寄付されますので、用地費の負担はありません。

また、勾配は最初の都市計画決定では12分の1でした。12分の1の勾配でも車椅子が通れるということになっていますが、屋根が必要になります。しかし20分の1にすることによって屋根を付けずに整備することが可能ですので、余計な負担を減らすために20分の1に変更いたします。

腰塚会長： 他に質問はありますか。なければ、この件についても異議なく答申とさせていただきます。よろしいでしょうか。

事務局：【答申文の朗読】

腰塚会長： それでは答申いたします。

6 報告事項

取手都市計画道路の変更について

(1) 都市計画道路の再編案

- ・平成5年度に決定された都市計画道路のうち、現在も未整備の5路線の見直しを行うものです。供平板戸井線については、茨城県との協議がまとり次第報告を行います。

(2) 地区計画の変更について

- ・松並地区計画という地区の建築に関するルールがありますが、区画整理が完了し建築が進む中で、地区の現状に合わせて変更するかどうか、現在地元住民の皆様と協議中である案件について報告しました。

7 閉会